

島根県幸

令和3年12月14日(火)

269

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

(審査指導課)

2

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正

(総務

課) 2

生活保護法の規定による医療機関の指定

(地域福祉課)

3 ("

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出

(森林整備課)

【公告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催

(森林整備課)

5

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管

(河 川 課) 5

【特定調達公告】

保安林予定森林(2件)

島根県議会出退表示システム構築・運用保守業務に係る随意契約の相手方等

(議会事務局) 6

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す る者の総数の50分の1及び3分の1の数

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第162号)

1 規則の概要

地方自治法の改正による指定納付受託者制度の導入に伴う規定の整備(第8条・第30条の2関係)

2 施行期日

令和4年1月4日から施行することとした。

見

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第162号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第30条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条各号列記以外の部分中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「、又は指定を取り消したとき」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
- (2) 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等
- (3) 指定納付受託者の指定をした日

第30条の2に次の2項を加える。

- 2 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、2月前までにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、指定納付受託者の指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

告示

島根県告示第731号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報(平成14年島根県告示第798号)の一部を次のように改正 し、令和3年12月14日から施行する。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

表の島根県育休代替職員登録試験の項の次に次のように加える。

島根県会計年度任用職員採用試	得点	(科目別得点を含	合格発表の日(結果通知	II .
験(総務部人事課が実施するも	む。)	及び順位	発送の日)から1月間	
のに限る。)				

表の島根県会計年度任用職員採用試験の項中「得点(科目別得点を含む。)及び順位」及び「合格発表の日(結果通知

発送の日)から1月間」を「"」に改め、同表の製菓衛生師試験の項の次に次のように加える。

島根県会計年度任用職員採用試	得点及び順位	n .	出雲保健所
験(出雲保健所が実施するもの			
に限る。)			

島根県告示第732号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定した ので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション彩雲	出雲市高岡町388-1	令和3年4月1日
医療法人政信会 おやま歯科医院	出雲市小山町237番地12	令和3年8月1日
倉塚歯科医院	出雲市塩冶町2076	令和3年8月1日
永岡内科医院	出雲市塩冶町1156	令和3年10月1日
出雲徳洲会 訪問看護ステーション	出雲市斐川町直江3964番地1	令和3年10月1日
パール薬局 江津店	江津市都野津町2379番地1	令和3年10月1日
てるてる薬局	鹿足郡津和野町後田口393-1 NTTビル1F	令和3年10月1日
ファーマシィ薬局しまね渡橋	出雲市渡橋町1104番地	令和3年10月1日
ファーマシィ薬局しまね医大前	出雲市塩冶神前一丁目7番4号	令和3年10月1日
ファーマシィ薬局しまね大田	大田市大田町吉永柳ヶ坪1564番地3	令和3年10月1日
ココカラファイン薬局 大田市立病院店	大田市大田町吉永1428番地3	令和3年11月1日

島根県告示第733号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった ので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
岩本内科医院	益田市乙吉町イ209-11	令和3年5月10日
三原耳鼻咽喉科医院	出雲市今市町939番地5	令和3年6月30日
医療法人 井上眼科医院	大田市大田町大田イ192番地15	令和3年7月1日
みさと薬局	邑智郡美郷町粕渕92-13	令和3年7月4日
山崎医院	浜田市黒川町4236	令和3年7月31日
福間歯科医院	出雲市大津町1105-18	令和3年7月31日
さいとう歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の-7	令和3年7月31日
医療法人政信会 おやま歯科医院	出雲市小山町142-3	令和3年8月1日
倉塚歯科医院	出雲市塩冶町2076	令和3年8月1日
くすりのファミリア 浜田駅薬局	浜田市浅井町777-1 浜田駅2階	令和3年9月3日
山本内科胃腸科	出雲市大社町杵築南1364	令和3年9月30日

出雲徳洲会 訪問看護ステーション	出雲市斐川町直江3964番地1	令和3年9月30日
パール薬局 江津店	江津市都野津町2379-1	令和3年9月30日
有限会社 ベニヤ薬局	益田市本町1-58	令和3年10月1日
しまね薬局 医大前店	出雲市塩冶神前一丁目7番4号	令和3年10月1日
しまね薬局 渡橋店	出雲市渡橋町1104番地	令和3年10月1日
しまね薬局 大田店	大田市大田町吉永柳ヶ坪1564番地3	令和3年10月1日
てるてる薬局	鹿足郡津和野町後田口393-1 NTTビル1F	令和3年10月1日

島根県告示第734号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す る。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 大田市三瓶町上山字美濃田上ノ切141-1、字一本松右平717-1、字美濃田向719
- 2 指定の目的水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第735号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す る。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 鹿足郡津和野町邑輝924-1、925、925-続1、927-1から927-5まで、1362から1364まで
- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場所	区 域
令和4年1月14日	午前10時~午後5時15分	松江市宍道町佐々布3575	県内一円
77744年1月14日	一十前10時~十後3時15万	島根県立緑化センター 研修室	· 宗内一门

3 講習科目及び時間

講	習	科	目	講習時間
林業種苗に関する法令				2時間
種苗の産地及び系統に関する事項				2 時間
種苗の生産技術に関する事項				2 時間
	Ī	+		6 時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の提出期限は、令和4年1月7日とする。

5 その他

- (1) 講習では、テキストとして全国山林種苗協同組合連合会発行の講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」(平成22年4月発行)を使用する。
- (2) テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売(2,200円)するので購入の上、受講すること。

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者 又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同 条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき 所有者等の負担とする。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
 - FRP船 2隻
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場所
 - ア 一級河川斐伊川水系朝酌川(百足橋真下の右岸)
 - イ 一級河川斐伊川水系朝酌川(百足橋下流610メートル付近の左岸)
 - (2) 日時

令和3年11月26日8時30分から同日17時00分まで

- 3 当該船舶の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日時

令和3年11月26日 17時00分

(2) 場所

松江市富士見町地内の県有地(松江港馬潟地区)

- 4 当該工作物を返還するため必要な事項
- (1) 当該工作物の所有者及び占有者(以下「所有者等」という。)の氏名並びに住所が確認できる書類の提示
- (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741番地1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0852-32-5734

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和3年12月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
 - 島根県議会出退表示システム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
 - 島根県議会事務局総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年10月15日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県議会出退表示システム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号 構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

34,135,200円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和3年12月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,196
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と159,966
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

松江選挙区	55, 590
浜田選挙区	14, 714
出雲選挙区	47, 258
益田選挙区	12, 727
大田選挙区	9, 535
安来選挙区	10, 595
江津選挙区	6, 449
雲南・飯石選挙区	11, 843
仁多選挙区	3, 503
邑智選挙区	5, 112
鹿足選挙区	3, 754
隠岐選挙区	5, 522

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その 総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて 得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 159,966